

の外国語実用新案登録出願を除く。) であつて」と、「出願公開又は」はあるのは「出願公開」と、「発行が」とあるのは「発行又は一千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開が」と、「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第一百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

第一百八十四条の十の二を第一百八十四条の十一とする。

第一百八十五条中「(第一百八十四条の十五第二項において準用する場合を含む。)」を削り、「第一百」十六条第四項」を「第一百」十六条第五項」に改める。

第一百八十六条第一号中「若しくは願書」を「願書」に改め、「要約書」の下に「若しくは外国語書面若しくは外国語要約書面」を加える。

第一百九十二条第二項第四号を次のように改める。

四 出願公開後における第十七条の二第一項の規定による願書に添付した明細書又は図面の補正(同項ただし書各号の規定によりしたものにあつては、誤訳訂正書の提出によるものに限る。)

第一百九十二条第一項第五号中「除く。」の下に「又は回復（第一百十一条の二第一項の規定によるものに限る。）」を加える。

第一百九十五条第三項中「又は補正の却下」を削る。

別表第一号中「特許出願」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同表中第十二号を第十五号とし、第六号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をする者	一件につき一万九千円
二 外国語書面出願をする者	一件につき二万五千円

別表第四号を同表第五号とし、同表第三号中「第一百八十四条の十六第一項」を「第一百八十四条の二十第一項」に改め、同号を同表第四号とし、同表中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

第一条 特許法の一部を次のように改正する。

日次中「第六十五条」を「第六十三条」に、「（第六十五条の二・第六十五条の三）」を「（第六

十四条・第六十五条)」に、「第五章 削除」を「第五章 特許異議の申立て (第百三十二条—第百二十条の六)」に改める。

第四条第二項中「、第五十六条(第百六十三条第三項において準用する場合を含む。)」及び「若しくは第一項ただし書第一号」を削り、同条第二項を削る。

第五条第二項中「又は審査官」を削る。

第七条第四項中「法定代理人が」の下に「、その特許権に係る特許異議の申立て又は」を加え、「又は再審」を「若しくは再審」に改める。

第十七条第一項ただし書中「第十七条の五まで及び第六十四条(第百五十九条第二項及び第三項(第百七十四条第一項において準用する場合を含む。)並びに第百六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)」を「第十七条の四まで」に、「第百一十六条第一項の審判」を「第百一十条の四第二項」に改め、「の訂正」の下に「若しくは第百一十六条第一項の審判」を加え、同条第四項中「(第十七条の三)第四項及び第六十四条第四項(第百五十九条第二項及び第三項(第百七十四条第一項において準用する場合を含む。)並びに第百六十三条第二項及び第三項(第百七十四条第一項において準用する場合を含む。)」において準用

する場合を含む。)」を削る。

第十七条の一第一項中「出願公報をすぐきの決定」を「特許をすぐきの査定」に改め、同項第一号中「第一百七十四条第一項」を「第一百七十四条第二項」に改める。

第十七条の三を削る。

第十七条の四中「第六十五条の二第一項」を「第六十四条第一項」に改め、同条を第十七条の二とする。

第十七条の五中第一項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加え、同条を第十七条の四とする。

特許権者は、第一百二十条の四第一項及び同条第二項において準用する第六十五条の規定により指定された期間内に限り、第一百二十条の四第一項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書又は図面について補正をすることができる。

第十八条第一項中「若しくは第二項ただし書第一号」を削る。

第二十三条第一項中「中断し又は中止した審査」を「中断した審査、特許異議の申立てについての審理

及び決定」に、「申立」を「申立て」に改める。

第二十四条中「審査」の下に「特許異議の申立てについての審理及び決定」を、「審査」の下に「特許異議ノ申立ニツイテノ審理及決定」を加える。

第二十八条第一項中「添附した」を「添付した」に改め、「旨の」の下に「決定若しくは」を加える。

第二十九条の二中「出願公告」を「第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報（以下「特許掲載公報」という。）の発行」に改める。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第四十一条第二項中「第五十二条第二項（第一百五十九条第二項（第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第一百六十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十五条の二第四項」を「第六十五条第五項」に改め、「第十七条の二第五項」の下に「第一百一十条の四第三項」を加え、同条第三項中「出願公告」を「特許掲載公報の発行」に改める。

第四十六条第三項中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

第四十七条第一項中「及び特許異議の申立」を削る。

第四十八条の六中「出願公告前」を削る。

第五十一条及び第五十二条を次のように改める。

(特許査定)

第五十一条 審査官は、特許出願について拒絶の理由を発見しないときは、特許をすべき旨の査定をしなければならない。

(査定の方式)

第五十二条 査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならぬ。

2 特許庁長官は、査定があつたときは、査定の謄本を特許出願人に送達しなければならない。

第五十二条の二を削る。

第五十三条第一項中「出願公告をすべき旨の決定」を「特許をすべき旨の査定」に改める。

第五十四条から第六十三条までを次のように改める。

(訴訟との関係)

第五十四条 審査において必要があると認めるときは、特許異議の申立てについての決定若しくは審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

2 訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、査定が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

第五十五条から第六十二条まで 削除

第六十四条及び第六十五条を削る。

第六十五条の二第一項中「出願公告」を「特許掲載公報の発行」に改め、同条第三項を次のように改め、第三章の二中同条を第六十四条とする。

3 特許庁長官は、願書に添付した要約書の記載が第三十六条第七項の規定に適合しないときその他必要があると認めるときは、前項第五号の要約書に記載した事項に代えて、自ら作成した事項を特許公報に掲載することができる。

第六十五条の二第一項中「出願公告」を「特許権の設定の登録」に改め、同条第二項中「当該特許出願の出願公告」を「特許権の設定の登録」に改め、同条第三項中「第五十二条第一項（第一百五十九条第三項

(第百七十四条第一項において準用する場合を含む。) 及び第百六十二条第二項において準用する場合を含む。) の権利及び」を削り、同条第四項中「第五十二条第三項及び第四項、第五十二条の二」を削り、「第百四条並びに」を「第百四条及び」に、「当該特許出願の出願公告」を「特許権の設定の登録」に、「民法第七百一十四条」を「同条」に、「当該特許出願ノ出願公告」を「特許権ノ設定ノ登録」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加え、同条を第六十五条とする。

4 出願公開後に特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは無効にされたとき、特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第一百十二条第六項の規定により特許権が初めから存在しないものとみなされたときを除く。)、第百四条第二項の取消決定が確定したとき、又は第百一十五条ただし書の場合を除き特許を無効にするべき旨の審決が確定したときは、第一項の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

第六十六条第二項を次のように改める。

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。ただし、第五号

に掲げる事項については、その特許出願について出願公開がされているときは、この限りでない。

- 一 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 特許出願の番号及び年月日
 - 三 発明者の氏名及び住所又は居所
 - 四 願書に添付した明細書に記載した事項及び図面の内容
 - 五 願書に添付した要約書に記載した事項
 - 六 特許番号及び設定の登録の年月日
 - 七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 第六十六条に次の二項を加える。
- 4 第六十四条第三項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約書に記載した事項を特許公報に掲載する場合に準用する。
 - 5 特許庁長官は、特許掲載公報の発行の日から五月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。

第六十七条の四中「第六十三条」を「第五十二条」に改める。

第一百七条第一項中「出願公告」を「特許権の設定の登録」に改める。

第一百八条第一項中「（次項ただし書第一号において「特許査定等謄本送達日」という。）」を削り、同条第二項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日（以下この項において「謄本送達日」という。）がその延長登録がないとした場合における特許権の存続期間の満了日の属する年の末日から起算して前二十九日目に当たる日以後であるときは、その年の次の年から謄本送達日の属する年（謄本送達日から謄本送達日の属する年の末日までの日数が三十日に満たないときは、謄本送達日の属する年の次の年）までの各年分の特許料は、謄本送達日から三十日以内に一時に納付しなければならない。

第一百八条第二項中「又は前項ただし書第一号」を削る。

第一百十一条第一項第二号中「特許を」を「第一百十四条第二項の取消決定又は特許を」に改め、同条第二項中「審決」を「第一百十四条第二項の取消決定又は審決」に改める。

第一百二十二条第一項中「本文若しくはただし書第一号」を削り、同条第五項中「第一号」を削る。

第五章を次のように改める。

第五章 特許異議の申立て

(特許異議の申立て)

第一百二十三条 何人も、特許掲載公報の発行の日から六月以内に限り、特許庁長官に、特許が次の各号の一に該当することを理由として特許異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の請求項に係る特許については、請求項ごとに特許異議の申立てをすることができる。

一 その特許が第十七条の二第二項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願（外国語書面出願を除く。）に対してされたこと。

二 その特許が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条又は第三十九条第一項から第四項までの規定に違反してされたこと。

三 その特許が条約に違反してされたこと。

四 その特許が第三十六条第四項又は第六項（第四号を除く。）に規定する要件を満たしていない特許

出願に対してされたこと。

五 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないこと。

(決定)

第一百四条 特許異議の申立てについての審理及び決定は、三人又は五人の審判官の合議体が行う。

- 2 審判官は、特許異議の申立てに係る特許が前条各号の一に該当すると認めるときは、その特許を取り消すべき旨の決定（以下「取消決定」という。）をしなければならない。
- 3 取消決定が確定したときは、その特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。
- 4 審判官は、特許異議の申立てに係る特許が前条各号の一に該当すると認めないとときは、その特許を維持すべき旨の決定をしなければならない。
- 5 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(申立ての方式等)

第一百十五条 特許異議の申立てをする者は、次に掲げる事項を記載した特許異議申立書を特許庁長官に提

出しなければならない。

一 特許異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 特許異議の申立てに係る特許の表示

三 特許異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

2 前項の規定により提出した特許異議申立書について第百二十三条に規定する期間の経過後にする補正是、その要旨を変更するものであつてはならない。

3 審判長は、特許異議申立書の副本を特許権者に送付しなければならない。

4 第百二十三条第二項の規定は、特許異議の申立てがあつた場合に準用する。

(審判官の指定等)

第一百六条 第百三十六条第二項及び第一百三十七条から第一百四十四条までの規定は、第一百十四条第一項の合議体及びこれを構成する審判官に準用する。

(審理の方式等)

第一百七条 特許異議の申立てについての審理は、書面審理による。ただし、審判長は、特許権者、特許

異議申立て人若しくは参加人の申立てにより、又は職権で、口頭審理によるものとすることができる。

2 第百四十五条第三項及び第四項、第一百四十六条並びに第一百四十七条の規定は、前項ただし書の規定による口頭審理に準用する。

3 共有に係る特許権の特許権者の一人について、特許異議の申立てについての審理及び決定の手続の中止又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、共有者全員についてその効力を生ずる。

(参加)

第一百八十八条 特許権についての権利を有する者その他特許権に関し利害関係を有する者は、特許異議の申立てについての決定があるまでは、特許権者を補助するため、その審理に参加することができる。

2 第百四十八条第四項及び第五項並びに第一百四十九条の規定は、前項の規定による参加人に準用する。

(証拠調べ及び証拠保全)

第一百九条 第百五十条及び第一百五十二条の規定は、特許異議の申立てについての審理における証拠調べ及び証拠保全に準用する。この場合において、同条中「読み替える」とあるのは、「同法第二百三十一条中「裁判所ガ証拠調べ依リテ心証ヲ得ルコト能ハザルトキハ」とあるのは「審判長ハ」と読み替え

る」と読み替えるものとする。

(職権による審理)

第百二十条 特許異議の申立てについての審理においては、特許権者、特許異議申立人又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。

2 特許異議の申立てについての審理においては、特許異議の申立てがされていない請求項については、審理することができない。

(申立ての併合又は分離)

第百二十条の二 同一の特許権に係る二以上の特許異議の申立てについてでは、その審理は、特別の事情がある場合を除き、併合するものとする。

2 前項の規定により審理を併合したときは、更にその審理の分離をすることができる。

(申立ての取下げ)

第百二十条の三 特許異議の申立ては、次条第一項の規定による通知があつた後は、取り下げる事ができない。

2 第百五十五条第二項の規定は、特許異議の申立ての取下げに準用する。

(意見書の提出等)

第一百二十条の四 審判長は、取消決定をしようとするときは、特許権者及び参加人に対し、特許の取消しの理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えるなければならない。

2 特許権者は、前項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正是、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記又は誤訳の訂正

三 明りようでない記載の釈明

3 第百一十六条第二項から第四項まで、第一百一十七条、第一百一十八条、第一百三十一条、第一百三十二条第三項及び第四項並びに第一百六十五条の規定は、前項の場合に準用する。

(決定の方式)

第一百二十条の五 特許異議の申立てについての決定は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行い、決

定をした審判官がこれに記名し、印を押さなければならない。

一 特許異議申立事件の番号

二 特許権者、特許異議申立人及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

三 決定に係る特許の表示

四 決定の結論及び理由

五 決定の年月日

2 特許庁長官は、決定があつたときは、決定の謄本を特許権者、特許異議申立人、参加人及び特許異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

(審判の規定の準用)

第一百二十九条の六 第百三十二条、第一百二十四条第四項、第一百三十五条、第一百五十二条、第一百六十八条、第一百六十九条第三項から第六項まで及び第一百七十二条の規定は、特許異議の申立てについての審理及び決定に準用する。

2 第百十四条第五項の規定は、前項において準用する第一百三十五条の規定による決定に準用する。

第一百一十三条第一項第一号の二を削る。

第一百一十六条第一項中「特許権者は、」の下に「特許異議の申立て又は」を加え、同条第五項ただし書中「ただし、」の下に「特許が取消決定により取り消され、又は」を加える。

第一百一十八条中「添附した」を「添付した」に改め、「、出願公告」を削る。

第一百一十四条第四項中「を尋問する」を「及び参加人を審尋する」に改める。

第一百五十九条第一項中「及び第五十四条」及び「と、第五十四条第一項中「第六十四条第一項から第三项まで」とあるのは「第十七条の三第一項から第三項まで又は第六十四条第一項から第三項まで（第一百五十九条第一項及び第三項並びに第一百六十二条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第二項中「及び第六十四条」を削り、同条第三項中「から第五十二条の二まで、第五十五条から第五十八条まで、第六十条から第六十二条まで及び第六十四条」を削り、同項後段並びに同条第四項及び第五項を削る。

第一百六十二条中「添附した」を「添付した」に改め、同条後段を削る。

第一百六十三条第一項中「第四十七条第二項、」を削り、「、第五十四条及び第六十五条」を「及び第五

十四条」に改め、「と、第五十四条第一項中「第六十四条第一項から第三項まで」とあるのは「第十七条の二第一項から第三項まで又は第六十四条第一項から第三項まで（第一百六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第二項中「及び第六十四条」を削り、同条第三項中「から第五十二条の二まで、第五十五条から第六十条まで及び第六十二条から第六十四条まで」を「及び第五十二条」に改め、同条第四項を削る。

第一百六十四条第二項中「若しくは第五十四条第一項」及び「又は前条第二項において準用する第五十八条第一項の決定」を削る。

第一百六十八条第一項中「ときは、」の下に「特許異議の申立てについての決定若しくは」を加える。

第一百七一条第一項中「確定審決」を「確定した取消決定及び確定審決」に改める。

第一百七十二条第一項及び第二項から第五項までの規定中「審決」を「取消決定又は審決」に改める。

第一百七十四条中第四項を第五項とし、第一項から第二項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

第一百十四条、第一百十六条から第一百二十条まで、第一百二十条の四から第一百二十条の六まで、第一百三十一

条、第一百三十二条第三項、第一百五十四条、第一百五十五条第一項及び第三項並びに第一百五十六条の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。

第一百七十五条第一項中「無効にした特許」を「取り消し、若しくは無効にした特許」に、「当該審決」を「当該取消決定又は審決」に、「輸入し」を「輸入し、」に、「生産し」を「生産し、」に改め、同条第二項中「無効にした特許」を「取り消し、若しくは無効にした特許」に、「当該審決」を「当該取消決定又は審決」に改める。

第一百七十六条中「無効にした特許」を「取り消し、若しくは無効にした特許」に、「当該審決」を「当該取消決定又は審決」に改める。

第一百七八条第一項中「審決又は」を「取消決定又は審決に対する訴え及び特許異議申立てについての審理」に改め、同条第二項中「当該」の下に「特許異議の申立てについての審理」を加える。

第一百八十四条の九第一項中「出願公告」を「特許掲載公報の発行」に改め、同条第三項中「第五十一条第四項」を「第六十四条第三項」に改め、同条第四項中「第六十五条の二」を「第六十四条」に改め、同条第五項中「第五十二条第三項ただし書」を「第六十六条第三項ただし書」に改め、同条第六項中「出願

「公告」を「特許権の設定の登録」に改め、同条第七項中「第一百九十三条第二項第四号」を「第一百九十三条第一項第三号」に改める。

第一百八十四条の十第一項中「出願公告」を「特許権の設定の登録」に改め、同条第二項中「第六十五条の三第二項から第四項まで」を「第六十五条规定の二項から第五項まで」に改める。

第一百八十四条の十一第二項中「及び第十七条の二第二項」及び「あり、並びに第六十四条第二項中「外国語書面出願」と」を削り、「第十七条の二第三項」を「同条第三項」に改め、「第十七条の二第二項中「同条第一項の外国語書面」とあり、及び第六十四条第二項中「外国語書面」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の國際出願日における國際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と」を削り、同条第三項中「第十七条の四」を「第十七条の三」に改める。

第一百八十四条の十八中「第五十五条第一項ただし書」を「第一百十三条规定の二項第一号及び第五号」に改め、「と、第四十九条第五号」の下に「第一百十三条规定の二項第五号」を加える。

第一百八十四条の十九中「第一百一十六条第一項の審判」を「第一百一十条の四第二項」に改め、「訂正」の下に「並びに第一百一十六条第一項の審判」を加え、「第一百一十六条第二項」を「同条第二項」に改める。

第一百八十四条の二十第五項中「第六十五条の二第一項」を「第六十四条第一項」に改める。

第一百八十五条中「第五十二条第三項（第六十五条の三第四項）」を「第六十五条第四項」に改め、「第一百五十九条第三項（第一百七十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第一百六十三条第三項において準用する場合を含む。」を削り、「第一百十一条第一項第一号」の下に「第一百十四条第三項（第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「第一百七十四条第二項」を「第一百七十四条第三項」に、「第一百九十二条第二項第五号」を「第一百九十二条第二項第四号」に改める。

第一百八十六条第一号及び第二号中「出願公告」を「特許権の設定の登録」に改める。

第一百九十三条第二項第一号中「出願公生早しくは」を削り、同項第二号中「出願公告又は」を削り、同項中第二号を削り、第四号を第二号とし、第六号及び第七号を削り、第五号を第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

五 特許異議の申立て若しくは審判若しくは再審の請求又はこれらの取下げ

六 特許異議の申立てについての確定した決定、審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定

審決

七 訂正した明細書に記載した事項及び図面の内容（訂正をすべき旨の確定した決定又は確定審決があつたものに限る。）

第一百九十四条第一項中「対し」の下に「、特許異議の申立て」を加える。

第一百九十五条の四中「審決及び審判又は」を「取消決定又は審決及び特許異議申立書又は審判若しくは」に改める。

第一百九十六条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第一百九十七条中「延長登録」の下に「、特許異議の申立てについての決定」を加える。

第一百九十九条第二項中「査定」を「特許異議の申立てについての決定」に改める。

第二百一条中「若しくは第二項」を削る。

第二百二条中「第五十九条（第一百六十二条第三項）」を「第一百十九条（第一百七十四条第一項）」に、「又は

第一百七十四条第一項から第三項まで」を「及び第一百七十四条第二項から第四項まで」に改める。

別表中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 特許異議の申立てをする者	一件につき八千七百円に一請求項につき千円をえた額
十二 特許異議の申立てについての審理への参加を申請する者	一件につき一万千円

(実用新案法の一部改正)

第三条 実用新案法（昭和二十四年法律第百一十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八条の十四」を「第四十八条の十六」に改める。

第一条第三項中「使用し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する」を「、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする」に改める。

第二条の二第四項中「第一項本文及び前項の規定による」を「手続の」に改める。

第二条の二第一項中「出願公告」を「特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行」に改め、「図面」の下に「（同法第三十六条の二第一項の外国語書面出願にあっては、同条第一項の外国語書面）」を加え、同条第二項を削る。

第五条第四項中「説明には」を「説明は、通商産業省令で定めるところにより」に改め、「容易に」を削り、「その考案の目的、構成及び効果を」を「明確かつ十分に、」に改め、同条第六項を削り、同条第五項第一号を次のように改める。

二 実用新案登録を受けようとする考案が明確であること。

第五条第五項中第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加え、同項を同条第六項とする。

三 請求項」との記載が簡潔であること。

第五条第四項の次に次の二項を加える。

5 第三項第四号の実用新案登録請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項」とに実用新案登録出願人が実用新案登録を受けようとする考案を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る考案と他の請求項に係る考案とが同一である記載となることを妨げない。

第六条第二号中「構成に欠くことができない」を「請求項に記載する」に改める。

第六条の二第二号中「第五条第五項第一号」を「第五条第六項第四号」に改める。

第八条第一項中「図面」の下に「(先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)」を加え、同条第二項中「添付した明細書又は図面」の下に「(当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)」を加え、「同項」を「前項」に、「特許法」を「同法」に、「パリ条約(千九百零年十二月十四日)にプラッセルで、千九百十一年六月一日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーゲで、千九百二十四年六月一日にロンドンで、千九百五十八年十月三十日に里斯ボンで及び千九百六十七年七月十四日)にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)第四条D(1)」を「同法第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(第十一条第一項において準用する場合を含む。)」に、「第三条の二第一項本文」を「第三条の二本文」に改め、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」の下に「(当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)」を加え、「同項」を「第一項」に、「特許法」を「同法」に、「パリ条約第四条D(1)」を「同法第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(第十一条第一項において準用する場合を含

む。」に、「第二条の二第一項本文」を「第三条の二本文」に、「第二十九条の二第一項本文」を「第二十九条の二本文」に改め、同項後段を削る。

第十条第三項ただし書中「第二項」の下に「（次条第一項において準用する同法第四十二条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五項及び第六項中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

第十一條第一項中「第四十二条」の下に「から第四十四条まで」を加え、「手続）及び第四十四条（）」を「手續等及び」に改める。

第十四条第四項中「第五十一条第四項」を「第六十四条第三項」に改める。

第二十条第一項中「又は第一百八十四条の十五第一項」を削り、「同法第一百一十三条第一項各号」を「同項各号」に改める。

第二十四条第一項及び第二項中「若しくは第二十二条第三項」を「第二十二条第三項」に改め、「第四項」の下に「若しくは前条第二項」を加え、同条第三項中「第二十二条第二項」の下に「又は前条第二項」を加え、「及び相続その他の一般承継の場合」を削り、同条第四項中「若しくは第四項」を削り、

「に従つて」を「が実施の事業とともに移転したときは、これらに従つて」に、「消滅したときは、」を

「実施の事業と分離して移転したとき、又は消滅したときは」に改め、同条に次の二項を加える。

5 第二十二条第四項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該実用新案権、特許権又は意匠権に従つて移転し、その実用新案権、特許権又は意匠権が消滅したときは消滅する。

第二十八条中「登録実用新案」を「業として、登録実用新案」に、「業として製造し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する」を「製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をする」に改める。

第二十三条の次に次の二条を加える。

(登録料の追納による実用新案権の回復)

第三十三条の二 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた実用新案権又は同条第五項の規定に

より初めから存在しなかつたものとみなされた実用新案権の原実用新案権者は、その責めに帰することができる理由により同条第一項の規定により登録料を追納する」とができる期間内に同条第四項又は

第五項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができなかつたときは、その理由がなくなつた

日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。

- 2 前項の規定による登録料及び割増登録料の追納があつたときは、その実用新案権は、第三十二条第二項に規定する期間の経過の時にきかのぼつて存続していたもの又は初めから存在していたものとみなす。

（回復した実用新案権の効力の制限）

第三十三条の三 前条第二項の規定により実用新案権が回復したときは、その実用新案権の効力は、第三十二条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後実用新案権の回復の登録前に輸入し、又は日本国内において製造し、若しくは取得した当該登録実用新案に係る物品には、及ばない。

- 2 前条第二項の規定により回復した実用新案権の効力は、第三十二条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後実用新案権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該考案の実施

- 二 当該登録実用新案に係る物品の製造にのみ使用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入

し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

第三十七条第一項第四号中「第五項（第二号を除く。）及び第六項」を「第六項（第四号を除く。）」に改める。

第三十九条第三項中「を尋問する」を「及び参加人を審尋する」に改める。

第四十一条中「及び第四項から第六項まで」を「、第五項及び第六項」に改める。

第四十四条第二項中「効力は、」の下に「当該審決が確定した後再審の請求の登録前における」を加え、同項各号を次のように改める。

一 当該考案の善意の実施

一 善意に、当該登録実用新案に係る物品の製造にのみ使用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

第四十五条中「第一百七十四条第一項」を「第一百七十四条第三項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 特許法第四条の規定は、前項において準用する同法第一百七十三条第一項に規定する期間に準用する。

第四十八条の二中「第五十五条第四項」を「第五十五条第五項」に改める。

第四十八条の四第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「及び」を「の翻訳文及び前二項に規定する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、外国語実用新案登録出願の出願人が条約第十九条(1)の規定に基づく補正をしたときは、同項に規定する請求の範囲の翻訳文に代えて、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を提出することができる。

第四十八条の四第四項を次のように改める。

4 第一項に規定する請求の範囲の翻訳文を提出した出願人は、条約第十九条(1)の規定に基づく補正をしたときは、国内書面提出期間が満了する時（国内書面提出期間内に出願人が条約第二十二条(2)又は第四十条(2)の規定による請求（以下「国内処理の請求」という。）をするときは、その国内処理の請求の時。以下「国内処理基準時」という。）の属する日までに限り、当該補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文を更に提出することができる。

第四十八条の四に次の二項を加える。

5 特許法第二百八十四条の七第三項本文の規定は、第二項又は前項に規定する翻訳文が提出されなかつた場合に準用する。

第四十八条の五第三項中「第一条の二第四項及び」を削り、「第一百八十四条の五第四項」を「第一百八十四条の五第三項」に改める。

第四十八条の六第二項中「明細書及び請求の範囲の出願翻訳文」を「国際出願日における明細書及び請求の範囲の翻訳文」に、「係る請求の範囲の出願翻訳文」を「係る国際出願日における請求の範囲の翻訳文」に、「説明の出願翻訳文」を「説明の翻訳文」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第四十八条の四第一項又は第四項の規定により条約第十九条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合は、前項の規定にかかわらず、国際出願日における明細書の翻訳文及び当該補正後の請求の範囲の翻訳文を第五条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した実用新案登録請求の範囲とみなす。

第四十八条の十四第五項中「第四十八条の十四第四項」を「第四十八条の十六第四項」に改め、同条第

六項を次のように改め、第七章中同条を第四十八条の十六とする。

6 第四十八条の六第一項及び第二項、第四十八条の七、第四十八条の八第三項、第四十八条の九、第四十八条の十第一項、第三項及び第四項、第四十八条の十二から第四十八条の十四まで並びに特許法第八十四条の三第二項、第一百八十四条の九第六項、第一百八十四条の十二第一項及び第一百八十四条の十四の規定は、第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、これらの規定の準用に関し必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第四十八条の十三第一項中「第一百八十四条の七」の下に「日本語特許出願に係る」を加え、「第一百八十四条の八」を「第一百八十四条の八第一項から第三項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第一百八十四条の七第二項及び第一百八十四条の八第二項中「第十七条の二第一項」とあるのは、「実用新案法第二条の二第一項」と読み替えるものとする。

第四十八条の十三第二項中「第一百八十四条の十の二」を「第一百八十四条の十一」に改め、同条第二項中「第一百八十四条の十一の二」を「第一百八十四条の十四」に改め、同条を第四十八条の十五とする。

第四十八条の十二を削り、第四十八条の十一の一を第四十八条の十二とし、同条の次に次の二条を加える。

(無効理由の特例)

第四十八条の十四 外国語実用新案登録出願に係る実用新案登録の無効の審判については、第三十七条第一項第一号中「その実用新案登録が第二条の二第一項に規定する要件を満たしていない補正をした実用新案登録出願に対してされたとき」とあるのは、「第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願に係る実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面に記載した事項が同項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にないとき」とする。

第四十八条の十一中「第四十八条の四第三項ただし書」を「同条第四項」に改め、同条を第四十八条の十二とする。

第四十八条の十を削る。

第四十八条の九中「第一百八十四条の十六第四項」を「第一百八十四条の二十第四項」に改め、同条を第四十八条の十一とする。

第四十八条の八第三項中「若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の同条第四項の出願翻訳文又は同条第一項の国際出願日における国際出願の図面（図面の中の説明を除く。）」を「又は図面」に改め、同条第五項を削り、同条を第四十八条の十とする。

第四十八条の七の次に次の二条を加える。

（補正の特例）

第四十八条の八 第四十八条の十五第一項において準用する特許法第一百八十四条の七第二項及び第一百八十四条の八第二項の規定により第一条の二第一項の規定によるものとみなされた補正については、同項ただし書の規定は、適用しない。

2 国際実用新案登録出願についてする条約第二十八条(1)又は第四十一条(1)の規定に基づく補正については、第二条の二第一項ただし書の規定は、適用しない。

3 外国語実用新案登録出願に係る明細書又は図面について補正ができる範囲については、第二条の二第一項中「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは、「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。